

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七号

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則

広島県営住宅管理規則（平成十年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。
別表第一号の表中

県営吉津住宅	福山市北吉津町三丁目
県営北美台住宅	福山市北美台

を

県営吉津住宅	福山市北吉津町三丁目
--------	------------

に改め、

同表第二号の表中

県営吉津住宅駐車場	福山市北吉津町三丁目
県営北美台住宅駐車場	福山市北美台

を

県営吉津住宅駐車場	福山市北吉津町三丁目
-----------	------------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。